

長寺センター改築用地の「売買契約解除」

住民訴訟するまでもなく

# “土地ころがし”をストップ

住民の納得へ一歩近づく

## 「転売利益の出どころは税金」 町民の財産 監査請求で守る

西澤氏ら住民3人が起した監査請求は、4月23日、問題の土地について「契約解除の合意」となる急展開の結末を迎え、訴訟するまでもなく監査請求の目的が達成されました。玉木弁護士への報告書を紹介いたします。

甲良町「解同」幹部の土地転がし  
疑惑事件 住民監査請求で  
契約は合意解除に

弁護士 玉木昌美

滋賀県の甲良町では、かねてから長寺地区同和対策促進協議会（以下「長寺同促」といふ）が要望していた長寺センター建替えの用地について、「解同」幹部の土地転がし疑惑が問題となり、西澤伸明氏ら3名が2004年2月20日、住民監査請求を行った。

当該土地は、「長寺同促」に「解同」長寺支部長の立場で委員に入っていたA氏が平成13年10月19日、家族の名義で購入し、平成15年10月7日、これを甲良町に転売していた。

何が問題だったか

地位利用の利得は明らか

西澤氏らが問題としたのは、第一に、その土地の購入については、平成14年3月22日の本会議で、6反、3000万円の議決があっただけであり、その後、当該土地がセンター建替え用地から児童公園用地の移転先に変更になり、さらに町は建設予定地を不明とするなど、目的が「長寺同促」の意向で変更になり、また、規模も6反から3反に変更になったにもかかわらず、議会にはかることはなかったことである。このように、目的や規模の変更にもかかわらず、何らの議決がないことを問題にした。第二に、土地転がし疑惑である。「解同」幹部のA氏は、当該土地を1千695万6千円で甲良町に売却する契約を締結し、半金の845万6千円を受領した。関係筋の情報によれば、A氏が当該土地

を380万円で購入している模様である。そうであるとすると、この転売で実に1千315万6千円の利得をしたことになる。A氏や家族は、そもそも農業をしておらず、農業委員会がその家族の農地取得を許可したことに疑義があった。他人からの小作をするということで辻褄あわせをした可能性があった。農業委員会の議事録を見ても、本日に農業をするのか疑問が出されており、実際にA氏が転売前に農業をしていた形跡がないだけに疑問があった。また、A氏はこの建替え問題に深く関わってきた人物であるだけに疑惑は深まった。こうして、この売買が特定の者の利益を確保するためになされたものであることが濃厚となった。議会では、反あたりの金額が5百万円から550万円に増額するという説明がなされ、さらに、契約は6百万円に増額されたが、そもそも、センター建設の中心人物の上記利得は町民の納得が得られるものではなかった。

利得なくす再契約を提案

2004年3月12日に、西澤氏と私が監査委員に対して意見陳述を行い、解決するには利得がないように再度契約すればよいとし、必要な調査を行ったうえで適正な判断がなされるように要請した。

尚、意見陳述の冒頭、職員が請求書の写しをA氏らに手渡していた守秘義務違反事件を問題にした。当該職員はその場でその事実を認めたものの、謝罪については留保した。



甲良民報

NO242 2004年5月2日  
発行：日本共産党甲良町支部  
支部長 西澤伸明 在土463  
Tel・Fax：38-4949  
日本共産党のホームページ  
<http://www.jcp.or.jp>  
【月3回発行：月初めか月末原則休刊】

## 監査委員の一人が

### 圧力に屈しない勇気ある判断

4月20日、監査結果が出されたが、それは、「合議には至りませんでした。」とする異例の結論であった。滋賀県内では例がないという。大町善士雄監査委員は、「改築計画において、町行政や町議会よりも、『長寺同促』や『解同』長寺支部の意向が優先され、決定権があるように判断した。本件土地取得にしても、前述の団体の意向によって進められている。『買収土地に建設しないで、その土地に児童遊園地を移設することが決定された経緯があるが、これは目的外使用で用途変更になる。当初の予算議決から、取得面積、単価、事業内容・目的等が変更になるのであれば、議会の再議決が必要と解する。』「本件土地の所有者が、2年前に前所有者から購入した価格と、町が買収した価格にかなりの差額が生じていることは、転売利益を誘導したと疑われても仕方ないことである。」とされた。請求人の主張を真正面からとらえた的確な判断である。圧力に屈しない勇気ある判断として評価できる。

### 町側、土地転がし、協力の

#### おそれ否定できず

「この監査結果を踏まえ、訴訟の準備をしていたところ、4月23日、甲良町とA氏との契約は合意解除され、契約内金は甲良町に支払われた。翌日付文書でその連絡を受けた。これにより、訴訟をするまでもなく、西澤氏ら3名の請求の目的は達成された。新聞報道によれば、前所有者から「疑惑の目で見られるのが耐えられぬ。」と申し出があったとされているが、町側としても、「解同」幹部のA氏の土地転がしに協力したと受け取られる恐れを否定できず、西澤氏らの追及の前に疑惑を払拭する必要性に迫られたこと、また、合併問題もあり、この件で訴訟を抱えたくないという判断から、合意解除に至ったと考えられる。

### 町民の財産四千百万円の損失防ぐ 住民訴訟せずに目的を達成

今回の闘いの意義は、「解同」優先のでたらめな町政のあり方にストップをかけ、1千315万6千円（推定）という巨額の税金を「解同」幹部に利得させず、用地造成費予算を含めると実に約4千100万円の町の貴重な財産を守ったことにある。訴訟をするまでもなく、監査請求の目的を達成する大きな成果を上げたといえる。西澤氏らも長寺センターの

建設は必要と考えているが、今回、疑惑の土地への改築を断念させ、誰もがその建替えを喜ぶことができる一歩をすすめたことも、長寺地区の人はもとより、町民から喜ばれることになる。全国的にみても、教訓的な闘いであったといえる。

## 長寺センター用地買収にかかわる 監査請求結果報告集会のご案内

と き：5月12日（水）夜7時30分開会

と ころ：長寺老人憩いの家  
（センター西隣）

お 話：弁護士 玉木昌美氏

その他

2月20日に行った住民監査請求について、4月23日町側と関係者の間で「売買契約解除の合意」がされました。今回、経過・結果ならびにその意義などについて、町民・区民のみなさまにご報告申し上げますので、お忙しい中とは存知ますが、おはこびいただきますよう、ご案内申し上げます。

「解除合意」の意味するもの

## 世論をあきらめず通せ

西澤議員は4月25日、売買契約の解除を確認後、「疑惑の発端から2年、町民世論をあきらめず通すことが出来なかった結果である。」「契約違反を問わないところをみると、町長側が運動団体による『土地転がし』を承知で買収した疑惑を認めざるを得なかったと受け取れる。」「残された疑惑や課題を指摘し、…法と良心に基づいた対応を求めていく。」などとした談話を発表しました。

### 報告集会の取り組みを歓迎、

町民の声を紹介します

町も長寺同促も、すべての区民に計画の段階でも、今回の用地の問題でも説明責任を果たさそうとしない中、長寺地区で報告会を計画したこと自体すばらしい。「地区と地区外」という垣根が少しでもなくなることを望む。同和特別法が終了して2年経つのに、同促に事業の実権を持たせている町長の基本姿勢が問われている。